

策定	昭和45年	3月
変更	昭和51年	3月
変更	昭和60年	8月
変更	平成15年	6月
変更	平成22年	12月
変更	平成28年	3月
変更	令和4年	5月

三重県農業振興地域整備基本方針

令和8年3月

三 重 県

目 次

第1	県面積目標その他の農用地等の確保に関する事項	1
1	県面積目標その他の農用地等の確保の基本的考え方	1
2	諸施策を通じた農用地等確保のための取組の推進	1
3	農業上の土地利用の基本的方向	3
第2	農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項	5
第3	農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項	11
1	農業生産基盤の整備及び開発の方向	11
2	農業地帯別の構想	11
3	農村総合整備の方向	14
4	広域整備の構想	14
第4	農用地等の保全に関する事項	15
1	農用地等の保全の方向	15
2	農用地等の保全のための事業	16
3	農用地等の保全のための活動	16
第5	農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に関する事項	17
1	農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進の方向	17
2	農業地帯別の構想	17
第6	農業の近代化のための施設の整備に関する事項	24
1	重点作物別の構想	24
2	農業地帯別の構想	25
3	広域整備の構想	31
第7	農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項	32
1	農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備の方向	32
2	農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備	32
3	農業を担うべき者の育成及び確保のための活動	32
第8	農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項	33
1	農業従事者の安定的な就業の促進の目標	33
2	農村地域における就業機会の確保のための構想	33
第9	農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項	34
1	生活環境施設の整備の必要性	34
2	生活環境施設の整備の構想	34

第1 県面積目標その他の農用地等の確保に関する事項

1 県面積目標その他の農用地等の確保の基本的考え方

(1) 県面積目標

ア 県面積目標の目標年及び目標設定の基準年

県面積目標の目標年は令和17年とし、目標設定基準年は令和5年とする。

イ 目標設定の基準年の農用地区域内の農地面積

50,089ha

ウ これまで（基準年までの5年間）のすう勢が今後も継続した場合における目標年までの農用地区域内の農地面積の減少

2,103ha

エ 目標年までの集団的に存在する農用地等の農用地区域への編入促進

506ha

オ 目標年までの荒廃農地の発生防止

145ha

カ 目標年までの荒廃農地の解消

576ha

キ 目標年までの確保すべき農用地の面積として各都道府県において独自に考慮すべき事由

-524ha

ク 目標年において確保すべき農用地区域内の農地面積目標

48,689ha

2 諸施策を通じた農用地等確保のための取組の推進

(1) 農地の保全・有効利用

農業・農村の健全かつ持続的な発展を図るため、消費者への安全・安心な農産物の安定的な供給のための農地の保全・管理の取組、認定農業者等の意欲ある多様な農業経営体の育成・確保、集落営農の組織の育成と法人化、将来の農地利用目標の策定、企業の農業参入促進、地産地消、農福連携の推進、これらの取組を支える農業生産基盤の整備、多面的機能の維持・発揮等の施策に加え、地域計画に基づく農地中間管理事業等を活用した農業の担い手への農地集積・集約化等による荒廃農地の発生防止、基盤整備や再生・利用に対する支援などを進め、荒廃農地の解消を推進し、さらに、不作付け地の解消、耕地利用率の向上につなげ、優良農地の保全・有効利用を促進する。

特に中山間地域等において適切な農業生産活動が行われるよう、農業生産条件の不利を補うための支援や集落道などの生活環境の整備、鳥獣害対策の推進に加えて、雇用の創出を通じた若者の移住等につなげていく取組などを総合的に行うことで荒廃農地の発生防止を図る。

(2) 農業生産基盤の整備及び保全

用水管理の省力化やほ場の汎用化等による生産性の向上を図るため、農業用水路のパイプライン化、基幹水利施設の長寿命化をはじめとする農業用排水施設の整備やICT等の営農の省力化等に資する技術の活用を可能にする生産基盤の整備、ほ場の大区画化、農道整備により、地域計画と連携しつつ良好な営農条件を備えた農用地の確保を図る。これら基盤整備の推進にあたっては、農用地区域以外の土地であっても当該土地を含めて整備を行うことが適当と認められるものについては、当該土地を積極的に農用地区域に編入するものとする。

今後も農業用水の安定供給や良好な排水条件を確保するための農業水利施設の適時適切な補修・更新や保全管理など、様々な課題に対応した施策や事業を進める。

(3) 非農業的土地需要への対応

農産物の安定的な供給確保等のため、集中的かつ効率的に農業振興施策を実施する農用地区域については、今後とも、農用地等をできるだけ保全・確保するものとするが、やむを得ず非農業的土地需要へ対応するため、農地転用を伴う農用地区域からの農地の除外を行う場合には、農地のスプロール的かい廃等による農業上の利用に支障が生じないことを基本としつつ、都市計画等他の土地利用計画との調整を図り、計画的な土地利用の確保に努める。

この場合、農業振興地域整備計画については、計画的な管理が重要であり、その変更は原則としておおむね5年ごとに実施する基礎調査等に基づき行うものとする。

また、当該土地に係る他用途土地利用計画の変更等その後の情勢の推移により農用地区域から除外しなければならない事由を失ったものについては、今後の土地利用の方針を検討の上、農用地等とすることが適当な土地の要件を満たす場合には農用地区域に含めるものとする。

(4) 交換分合制度の活用

農用地区域内の土地の農業上の利用を確保するため、農用地利用計画の変更を行うにあたっては、当該変更に係る土地の所有者その他土地に関して権利を有する者等の意向に応じ、土地の権利を交換することにより農用地の集団化その他農業経営基盤の強化並びに無秩序なかい廃の未然防止に努める。

(5) 公用施設又は公共用施設の整備との調整

地方公共団体が農用地区域内にある土地を公用施設又は公共用施設の用に供するため、農用地利用計画の変更が必要となる場合には、農用地利用計画の尊重と農用地区域内における土地の農業上の利用の確保という責務にかんがみ、当該施設の整備計画が法第13条第2項に規定する農用地区域の変更の要件を満たすように努めるものとする。

(6) 農用地等の面積や土地利用に関する現況の適切な把握

法第12条の2の規定による基礎調査の実施を促進するとともに、農用地利用計画に係る平面図の作成にデジタル地図を用いる等デジタル化の積極的な推進等により、農用地等の面積や土地利用に関する現況を適切に把握するものとする。

(7) その他都道府県の農業の特性を踏まえた施策の推進

安全・安心な農産物の安定的な供給等を確保するための取組、身近な地域の農産物に対し消費者の信頼感と消費の拡大を図る「地産地消」の推進、農業生産活動が行われることにより生ずる多面的機能を発揮するための農地等の農業資源の適切な管理の促進やその他各種事業の実施にあた

っては、農業産出等額や農畜産経営体による法人経営体数の増加を図り、優良農地の確保等に努める。

さらに農用地区域内の一定の区域における農業上の用途を更に細区分して農業上の用途を定めることを積極的に推進し、地域の特性に即した農業の振興を図る。

3 農業上の土地利用の基本的方向

本県は、日本列島のほぼ中央、太平洋側に位置し、東西約80km、南北約170kmの南北に細長い県土をもっており、県土の中央を流れる櫛田川に沿った中央構造線によって、大きく北側の内帯地域と南側の外帯地域に分けられ、また、県土の中央西部は、周囲を笠置、布引及び室生山系に囲まれた盆地地域に分けられる。河川の流れも地形により3つに分かれ、伊勢湾沿いには木曾三川、鈴鹿川、雲出川、櫛田川、宮川等が東に流れ、熊野灘沿いには熊野川等が南東に流れており、伊賀盆地は淀川水系の木津川等が西に流れ大阪湾にそそいでいる。

気候については、内帯地域中央、海岸地帯に位置する津市の気候は、年平均気温17.8℃、年降水量2,285.0mmと比較的温暖であり、これに対し、内帯地域の西側、伊賀盆地の中央に位置する伊賀市の年平均気温は16.3℃であり、温度格差が大きい内陸型の気候の特徴を示している。外帯地域東側の海岸地帯は、黒潮の影響で温暖な地域が広がっており、熊野灘に面した尾鷲市の気候は、年平均気温18.0℃と四季を通じて温暖な南海型の気候で、年降水量は4,007.5mmで多雨地帯となっている。

また、本県は中部圏並びに近畿圏内における周辺開発地域としての立地条件に加えて、豊富な土地資源とすぐれた自然景観に恵まれていることから、国土形成計画法（昭和25年法律第205号）等に基づく各種開発整備計画により北勢地域を中心に工業開発等が展開しており、観光面でも、伊勢志摩国立公園、世界遺産を有する吉野熊野国立公園などをはじめとする豊かな観光資源を生かした全国的なレジャー、レクリエーション地域として発展が期待されている。

交通条件については、既に開通している名阪国道、東名阪自動車道、伊勢自動車道、紀勢自動車道、新名神高速道路に加えて、東海環状自動車道、近畿自動車道紀勢線などの整備が進められており、これら高規格道路網を骨格として、商業・サービス業に先端技術産業等本県産業の発展をリードするものとみられる。

一方、農村は農業生産活動を通じて農産物の供給に加え、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等の多面的な機能を発揮している。このため、農業生産にとって最も基礎的な資源である農地を良好な状態で確保するとともに、流域治水等各種の土地需要に応えた県土の総合的・計画的な利用の観点から、県土及び自然環境の保全を図りつつ、地域の特性を生かした秩序ある利用・開発を進める必要がある。

このようなことから、農業の基盤となる農用地は他用途用地の需要の増大に伴い今後とも減少基調が見込まれるが、集团的農地の農用地区域への編入や農地法による農地転用許可基準等の適正な運用による転用抑制及び各種施策効果による荒廃農地の解消や新たな荒廃農地の発生防止により優良農地を確保するとともに、その有効利用を図る。

(1) 北勢農業地帯

本地帯は、鈴鹿山脈と木曾三川近辺で境をなす県北部の県境から、南は四日市市、鈴鹿市に至る地域であり、北部は名古屋圏の一面に位置しており、利便性が高く大規模住宅団地や企業の立地が進み人口が増加している地域も見られる。また、四日市市、鈴鹿市周辺は平野を有している地域であり、古くから工業化の影響を強く受けている地域である。都市的土地利用については、この地域の大半の市町において都市計画の区域区分がされており、今後も引き続き拠点都市としての整備が進み、また産業集積を目指した更なる工業化が進むことが予想される。このことから、農業振興地

域は都市的土地利用との調整を図りつつ、食料生産の場として農用地の高度利用を図る観点から、市街化調整区域及びその背後地について指定する。また、本地帯は水稻・麦、大豆等の主穀作を中心として、野菜、茶、花木、畜産等が盛んであり、野菜指定産地における生産出荷近代化計画及び酪農肉用牛生産近代化計画等に配慮した土地利用を図る。

(2) 中南勢農業地帯

本地帯は、北勢農業地帯の南側に位置し、布引山地から櫛田川沿い及びその他の中小河川沿いに拓けた水田地帯であり、県庁所在地域として行政、学術、文化などの中心的な機能が集中している。この地域において都市計画の区域区分がされている市町は半数程度であるが、中勢バイパスが整備され、津市、松阪市を中心とした拠点都市としての整備が進むことが予想される。農業振興地域は、雲出川、櫛田川、中小河川沿いの水田と布引山地につながる畑を中心に市街化区域との調整を図りながら市街化調整区域及びその背後地について指定する。また、本地帯は水稻・麦、大豆等の主穀作を中心として、野菜、茶、畜産等が盛んであり、野菜指定産地における生産出荷近代化計画及び酪農肉用牛生産近代化計画等に配慮した土地利用を図る。

(3) 伊勢志摩農業地帯

本地帯は、中南勢農業地帯の南側に位置し、宮川沿いに拓けた水田地帯であるが、半島部は深く入り組むリアス地形で広い農地を有していない。この地域では都市計画の区域区分がされている市町はないが、国道260号の拡幅整備により地域開発が促進されつつある。このことから、農業振興地域は自然公園法により指定された伊勢志摩国立公園区域を除き、観光開発との調和を図りながら宮川沿いの水田を中心に指定する。また、本地帯は水稻・麦、大豆等の主穀作を中心として、野菜、みかん、畜産等が盛んであり、野菜指定産地における生産出荷近代化計画及び酪農肉用牛生産近代化計画等に配慮した土地利用を図る。

(4) 伊賀農業地帯

本地帯は、布引山脈と笠置山系及び室生山群に囲まれた伊賀盆地で構成されており、名阪国道をはじめ一般国道25号、163号及び165号等の道路網に加え、新名神高速道路が整備されるなど近畿圏と中部圏を結ぶ地域として重要な位置にあり、内陸工業団地の形成が図られつつある。このため、農業振興地域は近畿圏整備計画（第6次）、水資源開発計画との調和を図りながら、名張市、伊賀市の用途地域を除き、伊賀盆地の水田、畑を中心に指定する。また、本地帯は水稻・麦、大豆等の主穀作及び果樹、畜産等が盛んであり、国営青蓮寺農地開発地に係る畑作振興及び酪農肉用牛生産近代化計画等に配慮した土地利用を図る。

(5) 東紀州農業地帯

本地域は、県南部に位置し、尾鷲市、熊野市を中心とする熊野灘沿岸の自然景観に恵まれた地域である。農業振興地域は、自然公園法により指定された吉野熊野国立公園区域を除き、観光開発との調和を図りながら、熊野灘沿岸に展開する樹園地と水田を中心に指定する。また、本地帯は国営御浜農地開発事業地を核とし熊野灘沿岸の緩傾斜地のみかん、うめを中心とした果樹栽培が盛んであるとともに、大規模な畜産経営が営まれており、三重県果樹農業振興計画及び酪農肉用牛生産近代化計画等に配慮した土地利用を図る。

第2 農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項

農業地帯名	指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模	備考
北勢農業地帯	四日市地域 (四日市市) (朝日町)	四日市市のうち都市計画法(昭和43年法律第100号)の市街化区域、都市計画法の臨港地区、港湾法(昭和25年法律第218号)の港湾隣接地域、鈴鹿国定公園の特別保護地区及び農用地として利用することが相当でない森林地帯等を除く区域。 朝日町のうち都市計画法の市街化区域等を除く区域。	総面積11,863ha (農用地面積4,309ha)	
	桑名地域 (桑名市)	桑名市のうち都市計画法の市街化区域及び農用地として利用することが相当でない森林地帯等を除く区域。	総面積5,982ha (農用地面積3,012ha)	
	鈴鹿地域 (鈴鹿市)	鈴鹿市のうち都市計画法の市街化区域、都市計画法の臨港地区、港湾法の港湾隣接地域、鈴鹿国定公園の特別保護地区及び農用地として利用することが相当でない森林地帯等を除く区域。	総面積11,419ha (農用地面積5,124ha)	
	亀山地域 (亀山市)	亀山市のうち都市計画法の用途地域、鈴鹿国定公園の特別保護地区、工場立地法(昭和34年法律第24号)の工場適地及び農用地として利用することが相当でない森林地帯等を除く区域。	総面積7,466ha (農用地面積2,508ha)	
	いなべ地域 (いなべ市)	いなべ市のうち都市計画法の市街化区域、都市計画法の用途地域、鈴鹿国定公園の特別保護地区、工場立地法の工場適地及び農用地として利用することが相当でない森林地帯等を除く区域。	総面積9,775ha (農用地面積2,625ha)	

農業地帯名	指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模	備考
北勢農業地帯	木曾岬地域 (木曾岬町)	木曾岬町のうち都市計画法の市街化区域等を除く区域。	総面積720ha (農用地面積572ha)	
	東員地域 (東員町)	東員町のうち都市計画法の市街化区域等を除く区域。	総面積1,293ha (農用地面積674ha)	
	菰野地域 (菰野町)	菰野町のうち都市計画法の市街化区域、鈴鹿国定公園の特別保護地区及び農用地として利用することが相当でない森林地帯等を除く区域。	総面積6,161ha (農用地面積1,958ha)	
中南勢農業地帯	津地域 (津市)	津市のうち都市計画法の市街化区域、都市計画法の用途地域、都市計画法の臨港地区、港湾法の港湾隣接地域、室生赤目青山国定公園の特別保護地区、工場立地法の工場適地及び農用地として利用することが相当でない森林地帯等を除く区域。	総面積28,631ha (農用地面積7,950ha)	
	松阪地域 (松阪市)	松阪市のうち都市計画法の市街化区域、都市計画法の臨港地区、室生赤目青山国定公園の特別保護地区、工場立地法の工場適地及び農用地として利用することが相当でない森林地帯等を除く区域。	総面積21,086ha (農用地面積7,424ha)	

農業地帯名	指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模	備考
中南勢農業地帯	多気地域 (多気町)	多気町のうち都市計画法の用途地域、工場立地法の工場適地及び農用地として利用することが相当でない森林地帯等を除く区域。	総面積6,054ha (農用地面積2,089ha)	
	明和地域 (明和町)	工場立地法の工場適地等を除く区域。	総面積4,086ha (農用地面積2,114ha)	
	大台地域 (大台町)	大台町のうち吉野熊野国立公園の特別保護地区、工場立地法の工場適地及び農用地として利用することが相当でない森林地帯等を除く区域。	総面積1,596ha (農用地面積478ha)	
伊勢志摩農業地帯	伊勢地域 (伊勢市)	伊勢市のうちの都市計画法の用途地域、都市計画法の臨港地区、港湾法の港湾隣接地域、伊勢志摩国立公園の特別保護地区、工場立地法の工場適地及び農用地として利用することが相当でない森林地帯等を除く区域。	総面積6,824ha (農用地面積2,837ha)	
	鳥羽地域 (鳥羽市)	鳥羽市のうち都市計画法の用途地域、都市計画法の臨港地区、港湾法の港湾隣接地域、工場立地法の工場適地及び農用地として利用することが相当でない森林地帯等を除く区域。	総面積4,460ha (農用地面積212ha)	

農業地帯名	指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模	備考
伊勢志摩農業地帯	志摩地域 (志摩市)	志摩市のうち都市計画法の臨港地区、港湾法の港湾隣接地域、工場立地法の工場適地及び農用地として利用することが相当でない森林地帯等を除く区域。	総面積 8,927ha (農用地面積1,136ha)	
	玉城地域 (玉城町)	玉城町のうち都市計画法の用途地域及び工場立地法の工場適地等を除く区域。	総面積 2,700ha (農用地面積1,518ha)	
	度会地域 (度会町)	度会町のうち農用地として利用することが相当でない森林地帯等を除く区域。	総面積 3,027ha (農用地面積865ha)	
	大紀地域 (大紀町)	大紀町のうち農用地として利用することが相当でない森林地帯等を除く区域。	総面積 3,210ha (農用地面積569ha)	
	南伊勢地域 (南伊勢町)	南伊勢町のうち港湾法の臨港地区及び港湾隣接地域、伊勢志摩国立公園の特別保護地区、工場立地法の工場適地及び農用地として利用することが相当でない森林地帯等を除く区域。	総面積 8,171ha (農用地面積1,147ha)	

農業地帯名	指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模	備考
伊賀農業地帯	名張地域 (名張市)	名張市のうち都市計画法の用途地域、工場立地法の工場適地及び農用地として利用することが相当でない森林地帯等を除く区域。	総面積 7, 260 ha (農用地面積1,482ha)	
	伊賀地域 (伊賀市)	伊賀市のうち都市計画法の用途地域、室生赤目青山国定公園の特別保護地区、工場立地法の工場適地及び農用地として利用することが相当でない森林地帯等を除く区域。	総面積 29, 272 ha (農用地面積7,759ha)	
東紀州農業地帯	尾鷲地域 (尾鷲市)	尾鷲市のうち都市計画法の臨港地区、港湾法の港湾隣接地域、吉野熊野国立公園の特別保護地区及び農用地として利用することが相当でない森林地帯等を除く区域。	総面積 453 ha (農用地面積84ha)	
	熊野地域 (熊野市)	熊野市のうち都市計画法の臨港地区、港湾法の港湾隣接地域、吉野熊野国立公園の特別保護地区及び農用地として利用することが相当でない森林地帯等を除く区域。	総面積 3, 352 ha (農用地面積895ha)	
	紀北地域 (紀北町)	紀北町のうち都市計画法の臨港地区、港湾法の港湾隣接地域、工場立地法の工場適地及び農用地として利用することが相当でない森林地帯等を除く区域。	総面積 1, 396 ha (農用地面積386ha)	

農業地帯名	指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模	備考
東紀州農業地帯	御浜地域 (御浜町)	御浜町のうち都市計画法の用途地域及び農用地として利用することが相当でない森林地帯等を除く区域。	総面積6,315ha (農用地面積1,464ha)	
	紀宝地域 (紀宝町)	紀宝町のうち工場立地法の工場適地及び農用地として利用することが相当でない森林地帯等を除く区域。	総面積2,857ha (農用地面積535ha)	
地帯計	27地域 (28市町)		総面積204,356ha (農用地面積61,726ha)	

※指定予定地域名、市町名は令和8年3月現在、指定予定地域の規模は令和5年12月現在

第3 農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

農業が持続的に発展し、農産物を安定的に供給していくためには、地域農業の状況に合わせて国土資源の合理的な利用に配慮しつつ、農業生産基盤の充実と保全を図る必要がある。

このため、原則として農用地区域を対象に、農業生産基盤の整備等に係る施策を実施するものとし、意欲ある担い手への農地集積等に資するため、用水管理の省力化やほ場の汎用化等による生産性の向上を旨として、用水路のパイプライン化、基幹水利施設の長寿命化をはじめとする農業用排水施設の整備や、ほ場の大区画化、農道整備などの基盤整備事業を推進する。

また、農村社会における混住化、生活様式の多様化・近代化等が進むなかで、農業用水の汚濁防止、水質保全等を図るための農業集落排水施設については、老朽化が進んでいることから、再編・強靱化等の取組を推進する。

さらに、野生鳥獣による農作物被害がみられる中山間地域等においては、基盤整備事業を実施する際、侵入防止柵を併せて整備するなど効果的な獣害対策の推進について考慮する。

2 農業地帯別の構想

(1) 北勢農業地帯

「田」の整備

ア 水利条件については、地域の実情に応じ用水管理の省力化を目的とした用水路のパイプライン化を進める。

イ 基幹的な水利施設のなかには設置後の年数が相当経過したものもあり、貴重な水源の永続的な利活用を図る上で、これらの施設の適正な維持管理を行い施設の長寿命化を進める。

ウ ほ場整備については、地域の水田農業の経営状況に合わせて高度な農地利用に対応できる区画を目標に、田畑輪換が可能な汎用耕地化を図る。

エ 用水路のパイプライン化やほ場整備の実施に併せて、意欲ある農業者への農地の集積等を事業と一体的に進める。

オ 農業用水源としてのため池については、合理的な水管理や防災の見地から老朽化している施設の改修を進める。

カ 低平地の排水不良地域については、湛水防除事業等による排水条件の整備を図る。

キ 農産物の生産、流通体系の整備を図るため、農道の整備を推進する。

「畑」の整備

ア 田畑の混在する地域にあっては、可能な限り地域の土地利用の基本的方向に沿った形で、必要な整備を水田と一体的に実施する。

イ 土地利用の基本的方向に沿った基幹作物ごとの集団化をはじめ、野菜、三重サツキ等の振興と干害被害の解消のために、基幹水利施設の整備と併せて、必要な畑地かんがい施設の整備を実施する。

「樹園地」の整備

ア 土地利用の基本的方向に沿った果樹園、茶園ごとの適正な規模の集団化を進めるため、地域の経営状況に合わせて必要な整備を実施する。

イ 乾燥害等気象災害を回避するとともに、かん水作業の省力化、多目的利用を図るため、必要なかんがい施設の整備を実施する。

(2) 中南勢農業地帯

「田」の整備

ア 水利条件については、地域の実情に応じ用水管理の省力化を目的とした用水路のパイプライン化を進める。また、国営中勢用水事業等の基幹水利施設の末端用水施設の整備を進める。なお、農業用水源として渓流水、ため池等も利用していることから、用水の合理的利用を図るべく反復利用にも配慮して整備を進める。

イ 基幹的な水利施設のなかには設置後の年数が相当経過したものもあり、貴重な水源の永続的な利活用を図る上で、これらの施設の適正な維持管理を行い施設の長寿命化を進める。

ウ ほ場の区画整理については、地域の水田農業の経営状況に合わせて高度な農地利用に対応できる区画を目標に、田畑輪換が可能な汎用耕地化を図る。

エ 用水路のパイプライン化やほ場整備の実施に併せて、意欲ある農業者への農地の集積等を事業と一体的に進める。

オ 農業用水源としてのため池については、合理的な水管理や防災的見地から老朽化している施設の改修を進める。

カ 低平地の排水不良地域については、湛水防除事業等による排水条件の整備を図る。

キ 農産物の生産、流通体系の整備を図るため、農道の整備を推進する。

「畑」の整備

ア 田畑の混在する地域にあっては、可能な限り地域の土地利用の基本的方向に沿った形で、必要な整備を水田と一体的に実施する。

イ 土地利用の基本的方向に沿った野菜、花木等の振興や干害被害の解消のために、必要な畑地かんがい施設の整備を実施する。

「樹園地」の整備

ア 土地利用の基本的方向に沿った果樹園、茶園ごとの適正な規模の集団化を進めるため、地域の経営状況に合わせて必要な整備を実施する。

イ 乾燥害等気象災害を回避するとともに、かん水作業の省力化、多目的利用を図るため、必要なかんがい施設の整備を実施する。

(3) 伊勢志摩農業地帯

「田」の整備

ア 水利条件については、地域の実情に応じ用水管理の省力化を目的とした用水路のパイプライン化を進める。また、国営宮川用水事業等の基幹水利施設の末端用水施設の整備を進める。

イ 基幹的な水利施設のなかには設置後の年数が相当経過したものもあり、貴重な水源の永続的な利活用を図る上で、これらの施設の適正な維持管理を行い施設の長寿命化を進める。

ウ ほ場の区画整理については、地域の水田農業の経営状況に合わせて高度な農地利用に対応できる区画を目標に、田畑輪換が可能な汎用耕地化を図る。

エ 用水路のパイプライン化やほ場整備の実施に併せて、意欲ある農業者への農地の集積等を事業と一体的に進める。

オ 低平地の排水不良地域については、湛水防除事業等による排水条件の整備を図る。

「畑」の整備

田畑の混在する地域にあつては、可能な限り地域の土地利用の基本的方向に沿った形で、必要な整備を水田と一体的に実施する。

「樹園地」の整備

- ア 地域の経営状況に合わせて必要な整備を実施するものとし、土地利用の基本的方向に沿って果樹園、茶園ごとに適正な規模の集団化を進める。
- イ 乾燥害等気象災害を回避するとともに、かん水作業の省力化、多目的利用を図るため、必要なかんがい施設の整備を実施する。

(4) 伊賀農業地帯

「田」の整備

- ア 水利条件については、地域の実情に応じ用水管理の省力化を目的とした用水路のパイプライン化を進める。
- イ 農業用水源としてのため池については、合理的な水管理や防災的見地から老朽化している施設の改修を進める。
- ウ 基幹的な水利施設のなかには設置後の年数が相当経過したものもあり、貴重な水源の永続的な利活用を図る上で、これらの施設の適正な維持管理を行い施設の長寿命化を進める。
- エ ほ場の区画整理については、地域の水田農業の経営状況に合わせて高度な農地利用に対応できる区画を目標に、田畑輪換が可能な汎用耕地化を図る。
- オ 用水路のパイプライン化やほ場整備の実施に併せて、意欲ある農業者への農地の集積等を事業と一体的に進める。

「畑」の整備

田畑の混在する地域にあつては、可能な限り地域の土地利用の基本的方向に沿った形で、必要な整備を水田と一体的に実施する。

「樹園地」の整備

- ア 土地利用の基本的方向に沿った果樹ごとの適正な規模の集団化を進めるため、地域の経営状況に合わせて必要な整備を実施する。
- イ 乾燥害等気象災害を回避するとともに、かん水作業の省力化、多目的利用を図るため、必要なかんがい施設の整備を実施する。

(5) 東紀州農業地帯

「田」の整備

- ア 水利条件については、地域の実情に応じ用水管理の省力化を目的とした用水路のパイプライン化を進める。
- イ 基幹的な水利施設のなかには設置後の年数が相当経過したものもあり、貴重な水源の永続的な利活用を図る上で、これらの施設の適正な維持管理を行い施設の長寿命化を進める。
- ウ 中山間、谷地田地帯の地形条件の悪い団地にあつては、極力機械化営農に対応し得るよう地形勾配に応じた整備を推進することにより、田畑輪換が可能な汎用耕地として必要な整備を実施する。
- エ 農業用水源としてのため池については、合理的な水管理や防災的見地から老朽化している施設の改修を進める。

「畑」の整備

田畑の混在する地域にあつては、可能な限り地域の土地利用の基本的方向に沿った形で、必要な整備を水田と一体的に実施する。

「樹園地」の整備

地域の経営状況に合わせて整備を推進する。特に、熊野灘沿岸のみかんについては、国営御浜農地開発地を中心に経営規模を拡大するため、必要なかんがい用水の確保及びかんがい施設の整備を実施する。

3 農村総合整備の方向

農村地域における資源循環の促進を図りつつ、農業用排水施設の水質保全及び機能維持、農村環境の改善を図り、併せて公共用水の水質保全に寄与するため、農業集落排水施設を整備してきた。

これらの施設は、老朽化により汚水処理能力の低下など円滑な運用の支障になっていることから、施設の改築や更新整備により施設の長寿命化を図るとともに、人口減少により施設の適切な運営管理が困難になることを踏まえ、施設の維持管理の効率化や集落化に向けた再編整備の推進を図る。

4 広域整備の構想

(1) 用排水の改良

受益の範囲が広域にわたる基幹用排水施設については、国土資源の合理的な利用に配慮しつつ、国営宮川用水事業等の促進を図るとともに、市町整備計画及びその他の広域整備計画と有機的な関連を保ちつつ整備を進める。

(2) 用水路のパイプライン化

農業経営体の規模拡大と生産経費の低減等を図るため、地域の実情に応じ、用水路のパイプライン化を進める。

(3) 環境に配慮した基盤整備

基盤整備の推進にあたっては、地域の生態系など環境との調和に配慮した整備を進める。

第4 農用地等の保全に関する事項

1 農用地等の保全の方向

(1) 農用地等の保全の必要性

農業は、食料その他の農産物の供給機能及びそれ以外に多面的機能という重要な機能を有している。したがって、将来にわたって、農産物の安定供給が確保され、かつ、農業生産活動を行うことにより生ずる多面的機能が発揮されるためには、農業の持続的な発展が図られなければならない。

このことから、農業にとってもっとも基礎的な資源である農用地がひとたび失われると短期間で回復することは困難であるので、今後とも良好な状態で保全していくことが重要であることから各施策により農用地等の保全に対し積極的な取組を行う。

(2) 農用地等の保全の基本的方向

ア 北勢農業地帯

この地帯は、名古屋圏にあり都市化の進展や高速道路の整備により工業化がさらに進むことが予想され、非農業的土地需要が高い状況にある。そのため、農業振興地域制度及び農地転用許可制度の適切な運用を通じ、無秩序な市街地化を防止し優良農地の確保を図る。

また、平坦部においては、大規模な農用地の利用が可能な地域であり、意欲ある農業者への農地集積・集約化、農業生産基盤の整備等の施策を通じた荒廃農地の発生防止と既存の荒廃農地の解消、並びに非農家を視野に入れた市民農園等の活用による農地の保全・有効利用を促進する。

一方、中山間地域等においては、農業が持つ重要な多面的機能も踏まえ、集落営農組織などの多様な担い手の育成を図る。この場合、日本型直接支払制度の対象地域においてはこの制度を効果的に活用する。

イ 中南勢農業地帯

この地帯は、近鉄及び国道23号沿いの伊勢湾岸において非農業的土地需要が高く、今後さらに開発が進むことが予想され、農業振興地域制度及び農地転用許可制度の適切な運用を通じ、集団的な農地や農業生産基盤整備が実施された農地等について、農業上の利用の確保を図る。

また、平坦部においては、大規模な農用地の利用が可能な地域であり、意欲ある農業者への農地集積・集約化、農業生産基盤の整備等の施策を通じた荒廃農地の発生防止と既存の荒廃農地の解消、並びに、非農家を視野に入れた市民農園等の活用による農地の保全・有効利用を促進する。

一方、中山間地域等においては、農業が持つ重要な多面的機能も踏まえ、集落営農組織などの多様な担い手の育成を図る。この場合、日本型直接支払制度の対象地域においてはこの制度を効果的に活用する。

ウ 伊勢志摩農業地帯

伊勢湾岸の平坦部においては、都市化の進展に伴い非農業的土地需要が高く、農業振興地域制度及び農地転用許可制度の適切な運用を通じ、集団的な農地や農業生産基盤整備が実施された農地等について、農業上の利用の確保を図る。

また、その他地域は過疎化や高齢化の進行、農業従事者や後継者の減少が著しく意欲ある農業者への農地集積・集約化、農業生産基盤の整備等の施策を通じた荒廃農地の発生防止と既存の荒廃農地の解消、並びに非農家を視野に入れた市民農園等による農地の保全・有効利用を促進するとともに、集落営農組織などの多様な担い手の育成を図る。この場合、日本型直接支払制度の対象地域においてはこの制度を効果的に活用する。

エ 伊賀農業地帯

近畿と中部の両圏の接点に位置することから企業の進出等による都市化の進展に伴い非農業的土地需要が高く、農業振興地域制度及び農地転用許可制度の適切な運用を通じ、集団的な農地や農業生産基盤整備が実施された農地等について、農業上の利用の確保を図る。

また、意欲ある農業者への農地集積・集約化、新規就農者の確保及び農業生産基盤の整備等の施策を通じた荒廃農地の発生防止と既存の荒廃農地の解消、並びに、非農家を視野に入れた市民農園等の活用による農地の保全・有効利用を促進する。

なお、この地帯においても農業従事者の高齢化、後継者の減少が進行しているため、集落営農組織などの多様な担い手の育成を図るとともに、日本型直接支払制度の対象地域においてはこの制度を効果的に活用する。

オ 東紀州農業地帯

本地帯においては、非農業的土地需要はあまり高くはないが、農地が少ないことから農業振興地域制度及び農地転用許可制度の適切な運用を通じ、集団的な農地や農業生産基盤整備が実施された農地等について、農業上の利用の確保を図る。

また、過疎化や高齢化の進行、農業従事者や後継者の減少が著しく意欲ある農業者への農地集積・集約化、農業生産基盤の整備等の施策を通じた荒廃農地の発生防止と既存の荒廃農地の解消等による農地の保全・有効利用を促進するとともに、集落営農組織などの多様な担い手の育成を図る。この場合、日本型直接支払制度の対象地域においてはこの制度を効果的に活用する。

2 農用地等の保全のための事業

県土の約3分の2を山地が占め、1,083kmもの長い海岸線を有する本県は、洪水、高潮、土砂災害等自然災害を受けやすい地域特性を持っていることに加え、近年における都市化の進展や森林の開発、荒廃等地域環境も大きく変化している。

このため、ため池整備や低平坦地の湛水防除対策により、住民生活の安全性の確保と農地の保全を図る。

また、地形の急峻な地域や地すべり防止地域にあっては、水路兼農道や排水路の整備、老朽化した海岸保全施設についての改築、防潮林、防風林の適切な保全等の推進に努める。

なお、これら防災施設等の整備に当たっては、安全面のみならず地域の自然環境や景観に配慮した施設整備を推進する。

また、農地中間管理事業、農業生産基盤整備事業、日本型直接支払制度、経営所得安定対策、鳥獣被害防止総合対策事業等の施策を通じて、荒廃農地の発生防止と既存の荒廃農地の解消、並びに、市民農園等の活用による農地の保全・有効利用を促進する。

さらに、都市近郊の農地や山間地域の棚田等の特色ある農地では、地域の特性に即した農業の振興を図りつつ、農地の保全・有効利用を図る。

3 農用地等の保全のための活動

県並びに市町段階における意欲ある農業者への農地利用の集積に関する目標の達成に向けた積極的な取組、農地中間管理事業等の活用、集落の土地利用調整活動、企業の農業参入等を促進するとともに、地域住民が幅広く参加する農地等の保全対策、市民農園等レクリエーション農園としての利用、都市との交流事業等による棚田等の保全や体験農業への活用等を推進し、荒廃農地の発生防止、既存の荒廃農地の活用に向けた取組を行うとともに、中山間地域等においては集落協定等による農地の適正な管理のため施策を展開する。

第5 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に関する事項

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進の方向

本県農業は農産物の安定供給の確保を柱として、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等、多面的な機能を果たしているが、近年、担い手の減少、高齢化が急速に進行し、現状のままでは地域農業を維持していくことが困難な状況になってきている。

このようなことから、意欲ある農業者に対して地域の実情に応じて農地の集積・集約化を進めることにより、農地の有効利用を促進する。

このため、農用地の利用集積の促進や、交換分合制度の積極的な活用による農用地の集団化を図るとともに、各農業者相互の機能分担といった集落機能の活用等を通じて、地域内農地の自主管理を基本に作付地の集団化、農作業の効率化を促進する。また、農業経営の規模拡大等により生産性・効率性の向上を図り、経営の複合化及び多角化を進めるとともに6次産業化や地域内経済循環型産業を進めることにより農地の総合的な利用を図る。

以上の基本的方向に基づき次により推進する。

- (1) 各種の農地流動化制度の理解を深めるとともに、農地中間管理機構等の活用を図る。
- (2) 農地の有効利用をその地域における農業者全体の共通の問題としてとらえ、地域及び集落ぐるみの取組を推進する。このため、集落営農組織等の育成に努め、集落の持つ調整機能を活用して農地の所有と利用、雇用力のある農業経営体と中小家族農業を含む兼業農家との関係を調整しつつ利用権の設定等を促進し、計画的、集団的な農地利用を推進する。
- (3) 特に、土地利用型作物については、麦類、大豆等の本格的生産を柱に意欲ある農業者への農地利用集積等を進め、水田における作付地の集団化と農地の高度利用を図るとともに、耕種農家と畜産農家の連携等による地力の維持増進等についても配慮する。また、地産地消による地域内消費への取組を促進する。
- (4) さらに、組織的な生産体制などの確立を図り、地域全体の農業機械及び施設等の効率・効果的利用を促進する。

2 農業地帯別の構想

(1) 北勢農業地帯

ア 営農の方向

本地域の農業は、海岸平坦部の水稻、鈴鹿山麓を中心とした茶、花木及び肉用牛、養鶏、養豚等、北部デルタ地帯を中心としたトマト、花きの施設園芸により特徴づけられる。

今後、発展が予想される営農形態は、平坦水田地帯では、ほ場整備田を中心に水稻、麦、大豆、飼料作物等の土地利用型農業の規模拡大が進むとともに、市場条件の有利性等からトマトを中心とした施設野菜等、農地の高度利用による集約的な営農形態が主流を占めるものと思われる。

また、中山間地帯から山間地にかけては、茶、花木、露地野菜等の産地化及び畜産経営の規模拡大の進展に合わせた営農が展開するものとみられる。

イ 推進の方向

(ア) 水稻、麦、大豆、飼料作物等の土地利用型作物が中心となる海岸平坦部は、混住化、兼業化が進んでいることから、集落営農組織等の育成を

基本とし、土地利用についての集落の合意形成を図りつつ農地中間管理事業等の推進による、意欲ある農業者への農地の利用集積を推進する。

(イ) 茶、花木等の永年性作物にあつては、茶園等の利用集積等による規模拡大を促進するとともに、意欲ある農業者への長期の利用権設定の促進を行い、優良品種への更新等を推進し、経営及び産地規模の拡大を図る。

(ウ) 野菜、花き等の施設園芸作物にあつては、地域の条件や消費動向に応じた品目・品種の導入、栽培技術の開発及び施設の更新等を推進し、経営及び産地規模の拡大を図る。

(エ) 畜産にあつては、水田での飼料用稲や飼料作物の生産拡大に向けた飼料生産に意欲のある農業者への農地の利用集積や未利用稲わらの活用を進め、飼料自給率の向上を図る。また、家畜排せつ物の適正な管理による良質堆きゅう肥の生産と耕種農家との連携等による利用拡大を図る。

(オ) 野菜指定産地において各種補助事業を活用し野菜作付けの拡大を図るとともに、「地産地消」運動の展開を通じ、多様な産地を育成する。

(2) 中南勢農業地帯

ア 営農の方向

本地域の農業は、海岸平坦部の水稲、津市南部を中心とした露地野菜、松阪市周辺のいちごを主体とした施設野菜、台高山系を中心とした茶、布引山地等における酪農、肉用牛を中心とした畜産等により特徴づけられる。

今後、発展が予想される営農形態は、平坦水田地帯では、ほ場整備田を中心に水稲、麦、大豆、飼料作物等の土地利用型農業の規模拡大と水稲、露地野菜の複合経営、いちごを中心とした施設野菜等、農地の高度利用による集約的な営農形態が主流を占めるものと思われる。

また、中山間畑作地帯から山間地にかけては、野菜、茶等の産地化及び畜産経営の規模拡大の進展に合わせた営農が展開するものとみられる。

イ 推進の方向

(ア) 水稲、麦、大豆、飼料作物等の土地利用型作物が中心となる海岸平坦部は、混住化、兼業化が進んでいることから、集落営農組織等の育成を基本とし、土地利用についての集落の合意形成を図りつつ農地中間管理事業等の推進による、意欲ある農業者への農地の利用集積を推進する。

(イ) いちご等の施設野菜にあつては、地域の条件や消費動向に応じた品目・品種の導入、栽培技術の開発及び施設の更新等を推進し、経営及び産地規模の拡大を図る。

(ウ) 茶等の永年性作物にあつては、茶園等の利用集積等による規模拡大を促進するとともに、意欲ある農業者等担い手農家への長期の利用権設定を促進し優良品種への更新等を推進し、経営及び産地規模の拡大を図る。

(エ) 露地野菜にあつては、一部高齢化が進んでいることから、機械化を進め意欲ある農業者への利用権設定を促進し、経営及び産地規模の拡大を図る。

(オ) 畜産にあつては、水田での飼料用稲や飼料作物の生産拡大に向けた飼料生産の担い手への農地の集積・集約や未利用稲わらの活用を進め、飼料自給率の向上を図る。また、家畜排せつ物の適正な管理による良質堆きゅう肥の生産と耕種農家との連携等による利用拡大を図る。

(カ) 野菜指定産地等において各種補助事業を活用し野菜作付けの拡大を図るとともに、「地産地消」運動の展開を通じ、多様な産地を育成する。

(3) 伊勢志摩農業地帯

ア 営農の方向

本地域の農業は、平野部である宮川下流兩岸の野菜を中心とした畑作及び水稲、宮川上流の中山間地帯における茶、肉用牛、五ヶ所湾岸のかんきつ栽培等に代表される。

今後、本地域の営農形態は平野部において、水稲、麦、大豆を中心とした土地利用型農業と、いちご、花きなどの施設園芸が中心をなし、中山間地帯においては茶、肉用牛等が基幹品目として見込まれる。

イ 推進の方向

(ア) 水稲、麦、大豆等の土地利用型作物が中心となる宮川下流域平坦部においては、大規模担い手及び集落営農組織等の育成を基本とし、土地利用についての集落の合意形成を図りつつ、農地中間管理事業等の推進による意欲ある農業者への農地の利用集積を推進する。また、宮川用水の活用による田畑輪換を推進し、水田での麦、大豆並びに、露地野菜を中心とした作物の定着を図る。他の地域にあっては、水田の経営規模も小さく谷地田も多いことから、生産組織の育成強化を図り経営規模の拡大を推進する。

(イ) 温州みかんについては、温暖な気候を生かし消費者ニーズに即した優良品種への更新、農地の保全対策と併せた土づくり対策、経営規模拡大対策及び施設の共同利用による生産性の向上を図る。また、その他かんきつ（中晩柑類）の栽培も推進し農業経営の安定化を図る。

(ウ) 畜産にあっては、水田での飼料用稲や飼料作物の生産拡大に向けた飼料生産の担い手への農地の集積・集約や未利用稲わらの活用を進め、飼料自給率向上と経営の安定を図る。また、家畜排せつ物の適正な管理による良質堆きゅう肥の生産と耕種農家との連携等による利用拡大を図る。

(エ) 茶については、優良品種への改植を推進するとともに、意欲ある農業者への長期の利用権設定を進め経営の安定を図る。

(オ) 野菜指定産地において各種補助事業を活用し野菜作付けの拡大を図るとともに、「地産地消」運動の展開を通じ、多様な産地を育成する。

(4) 伊賀農業地帯

ア 営農の方向

本地域の農業は、伊賀盆地の比較的平坦な水田での水稲及び国営青蓮寺農地開発地を中心としたぶどう、アスパラガス等に代表される。

今後とも、土地利用型農業は、ほ場整備田を中心に規模の拡大が進むものと見込まれ、中山間地帯においては果樹、露地野菜、肉用牛等による付加価値の高い農業が展開されるものと見込まれる。

イ 推進の方向

(ア) 水稲、麦、大豆、飼料作物等土地利用型作物の部門にあっては、集落営農組織等の育成を基本として集落での話し合いによる合意形成を進め、水田を中心として農地中間管理事業等により意欲ある農業者への農地の利用集積を図り、農業経営の規模拡大に結びつけるものとする。

(イ) 野菜、果樹等の部門にあっては、国営青蓮寺農地開発地区を中心に作付地の集団化を進め、市場性に見合った適正な産地育成を図ることを基本とする。

(ウ) 畜産にあっては、水田での飼料用稲や飼料作物の生産拡大に向けた飼料生産の担い手への農地の集積・集約や未利用稲わらの活用を進め、飼料自給率向上を図る。また、畜産排せつ物の適正な管理による良質堆きゅう肥の生産と耕種農家との連携等による利用拡大を図る。

(エ) 「地産地消」運動の展開を通じ、野菜等の多様な産地を育成する。

(5) 東紀州農業地帯

ア 営農の方向

本地域の農業は、熊野灘沿岸のかんきつ栽培等に代表される。今後、本地域の営農形態は、かんきつ、うめを中心とした果樹経営、水稻及び酪農、肉用牛、養鶏が主流をなすものと見込まれる。

イ 推進の方向

- (ア) 温州みかんについては、温暖な気候を生かし消費者ニーズに即した優良品種への更新、農地の保全対策と併せた土づくり対策、経営規模拡大対策、高能率農業機械及び施設の共同利用による生産性の向上を図る。また、その他かんきつ類と組み合わせた周年供給の産地化を図る。一方、うめについては、紀南地域を中心として新規参入者の受け入れやかんきつとの複合経営を推進する。
- (イ) 畜産にあつては、水田での飼料用稲や飼料作物の生産拡大に向けた飼料生産の担い手への農地の集積・集約や未利用稲わらの活用を進め、飼料自給率向上を図る。また、畜産排せつ物の適正な管理による良質堆きゅう肥の生産と耕種農家との連携等による利用拡大を図る。
- (ウ) 「地産地消」運動の展開を通じ、野菜等の多様な産地を育成する。

(6) 主な営農類型

ア 各農業地帯において該当する営農類型

営農類型名	北勢農業地帯	中南勢農業地帯	伊勢志摩農業地帯	伊賀農業地帯	東紀州農業地帯
主穀中心B（大規模）	○	○	○		
主穀中心C（集落営農）	○	○	○	○	
ハウストマト（土耕）	○	○	○		○
ハウスいちご	○	○	○	○	○
露地野菜	○	○	○	○	
かんきつ			○		○
なし（直売+市場出荷）	○	○	○	○	
ぶどう（直売中心）				○	
うめ					○
施設鉢物	○	○	○	○	
花木中心	○	○			
茶個別経営（小売）	○	○	○		
茶大規模経営（雇用型）	○	○	○		
酪農A	○	○	○	○	○
和牛去勢肥育	○	○	○	○	○

和牛雌肥育	○	○	○	○	○
和牛一貫	○	○	○	○	○
養豚一貫	○	○	○	○	○
採卵鶏	○	○	○	○	○

イ 主な経営類型

経営類型	延作付面積 (経営規模)	労働力構成		主 な 資 本 装 備	備 考
		家族・役員	雇用		
主穀中心B (大規模) 経営	水田 (水稲、麦、大豆) 130ha	人 2.5	人 2.5	農作業舎、育苗ハウス、トラクタ、乗用管理機、播種機、田植機、ブロードキャスタ、溝掘機、コンバイン、循環型穀物乾燥機、トラック	
主穀中心C (集落営農) 経営	水田 (水稲、麦、大豆) 35ha	10		育苗ハウス、トラクタ、乗用管理機、播種機、田植機、ブロードキャスタ、溝掘機、コンバイン、循環型穀物乾燥機、トラック	
ハウストマト (土耕) 経営	ハウス10,000㎡	3	2	作業場、鉄骨ハウス、灌水装置、暖房機、トラック、トラクタ、管理機	
ハウスいちご 経営	ハウス 4,000㎡	3	1	パイプハウス、作業舎、電照施設、かん水施設、育苗施設、軽トラック、暖房機	
露地野菜中心 経営	露地 6.0ha	3	1	作業場、乗用トラクタ、管理機、動力噴霧器、トラック、全自動移植機	
かんきつ経営	果樹園 1.6ha	2.5	0.5	格納庫、貯水槽、防鳥防風棚、軽トラック、管理機、動力噴霧器	
なし (直売+市場出荷) 経営	果樹園 1.0ha	2.5	0.5	格納庫、果樹棚、スピードスプレアー、軽トラック、トラクタ	
ぶどう (直売中心) 経営	果樹園 1.0ha	2.5	0.5	格納庫、ハウス、果樹棚、軽トラック、ハウス加温機	
うめ経営	果樹園 2.0ha	2	1	格納庫、貯水槽、スピードスプレアー、軽トラック、モアー	
施設鉢物経営	温室 9,000㎡	2	3	温室、倉庫、遮光施設、暖房機、トラック、動噴	
花木中心経営	露地 3.2ha	2	1.5	倉庫、トラック、トラクタ、動噴	
茶個別経営 (小売)	茶園 4.0ha	2	0.5	製茶工場、生葉管理装置、防霜ファン、乗用型摘採機、乗用型防除機、トラック	
茶大規模経営 (雇用型)	茶園 30.0ha	2	6	製茶工場、生葉管理装置、防霜ファン、乗用型摘採機、乗用型防除機、乗用型茶園管理機、トラック	

経営類型	経営規模	労働力構成		主 な 資 本 装 備	備 考
		家族・役員	雇用		
酪農A経営	経産牛 50頭 育成牛 26頭 飼料作物10.0ha	2	0.5	畜舎、堆肥舎、牛ふん乾燥舎、パイプラインミルクカー、バルククーラー、バークリーナー、自動給餌車、ショベルローダー、トラック	
和牛去勢肥育経営	黒毛和牛去勢 150頭	2	0.5	畜舎、堆肥舎、農舎、トラック、ショベルローダー、飼料配合機、牛衝器、トラクタ、ロールベアラ	
和牛雌肥育経営	黒毛和牛雌 100頭	2		畜舎、堆肥舎、農舎、トラック、ショベルローダー、飼料配合機、牛衝器、トラクタ、ロールベアラ	
和牛一貫経営	繁殖牛 50頭 肥育牛 100頭 育成牛 17頭 飼料作物 4ha	2		畜舎、堆肥舎、農舎、トラック、ショベルローダー、飼料配合機、牛衝器、トラクタ、ロールベアラ	
養豚一貫経営	繁殖雌豚100頭 繁殖雄豚 4頭	2		肥育・育成舎、分娩離乳舎、種豚舎、ふん尿処理施設、汚水浄化施設、消毒ゲート、トラック、豚衝器	
採卵鶏経営	採卵鶏 50,000羽	2.5	3.5	成鶏舎、育すう舎、集卵機、鶏ふん攪拌機、動力噴霧器、トラック	

第6 農業の近代化のための施設の整備に関する事項

本県の農業は、恵まれた自然的、地理的条件を生かし多様化する農産物の安定供給に大きな役割を果たしてきたが、兼業化、混住化、高齢化の進行及び農業労働力の流出等、農業や農村をとりまく環境は今後とも厳しいものと予想される。

このような状況の中で農産物の安定供給確保等のため、農業経営の安定と意欲ある農業者の規模拡大による生産性の高い活力ある農業、並びに、地産地消の考えを踏まえた農業の展開を図ることが極めて重要となっている。

このためには、農地の利用集積・集約化をはじめとする農用地の計画的な利用と農業生産基盤整備の推進と相まって、農業生産の専門化、協業化による近代的な農業生産体系を前提とした高性能な農業機械の導入及び、AIやIoT、ロボット等スマート農業の実装、大型で高能率な近代化のための施設等の整備を進める必要がある。また同時に消費の多様化、流通経路の多様化、農産物加工の多様化等に対応した流通体制の確立と流通加工施設の整備を図るとともに、肥料の品質の確保等に関する法律、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に基づき、環境に配慮した農業の推進、農業廃棄物のリサイクル及び回収体制の整備を推進する。

1 重点作物別の構想

(1) 水稲

本県の特徴・優位性を生かして早生・良食味品種を基幹的品種として推進していくとともに、意欲ある農業者への水田の利用集積の円滑化を図るため奨励品種や消費者の嗜好等に配慮しつつ作付品種バランスの適正化による作期分散、省力化、低コスト化等の取組を進める必要がある。

このため、大規模育苗施設、大規模乾燥調製施設並びに低温貯蔵庫等の計画的な整備拡充を促進し、これらの地域基幹施設を核とした地域農業の組織化を推進し、種子の温湯消毒、直播栽培、無人ヘリコプター、ドローンなどの活用による効率的な営農体制を確立する。

(2) 麦類

適地適作を基本とし、地域合意に基づく土地利用計画のもと、集団・団地化を推進し、土壌条件等を勘案した排水管理等の徹底、効率的機械利用等により定着、拡大を図るとともに、水稲、大豆（野菜）との組み合わせを基本とする2年3作型の高度利用を進める必要がある。

このため、大規模乾燥調製施設等の計画的な整備拡充を図るとともに、需要に応じた流通合理化の促進を図る。

(3) 大豆

適地適作を基本とし、地域合意に基づく土地利用計画のもと、集団・団地化を推進し、収穫機の導入等効率的な機械化体系の確立、土壌条件等を勘案した排水管理の徹底等により定着、拡大を図るとともに、水稲、麦や野菜との組み合わせを基本とする2年3作型の高度利用を進める必要がある。

このため、選別調製施設等の計画的な整備拡充を図るとともに、需要に応じた流通合理化の促進を図る。

(4) 野菜

地域の実情、消費者ニーズに応じた販売戦略等と連携し、団地化、省力機械化体系の導入を促進するとともに、「地産地消」運動の展開を通じて安全で安心な生鮮食料品を卸売市場、産直、朝市等多様な流通・販売経路に対応し安定的に出荷できる体制の確立を図る。

このため、育苗、選別、予冷施設等共同利用施設の整備拡充を促進する。

(5) 花き・花木

土地利用調整による団地化、機械化による省力化等を推進し、市場の大型化並びに「地産地消」運動等の展開を通じた多様な流通・販売経路の確立を図る必要がある。

このため、省力化機械の共同利用等を推進するとともに、種苗供給、流通販売施設等の整備拡充を図る。

(6) 果樹

樹園地の再編、園内作業道の整備と併せて省力化機械の導入を図る一方、優良系統への品種更新、施設化やマルチ栽培、点滴灌水施設等の導入を促進するとともに、光センサー選果機を導入して統一した品質管理に基づいた生産流通体制を確立する必要がある。

このため、樹園地の利用集積と併せて高性能防除機等の共同利用を推進するとともに、高性能な選果施設及び流通販売施設等の整備拡充を図る。

(7) 茶

管理の省力化及び品質の向上を図るとともに、加工及び流通販売体制の合理化によって多様な実需者・消費者ニーズに対応する必要がある。

このため、茶園の再編、利用集積等と併せて地域に応じた高性能な茶園管理機等の効率的な利用を推進するとともに、整備統合等による製茶施設の大型化、近代化並びに流通販売施設等の整備拡充を図る。

(8) 畜産

収益性の向上や経営の持続性を確保するため、規模拡大や気候変動に対応した飼養環境の改善、労働負担軽減のためのICT等を活用した省力化、水田を有効活用した飼料用稲や飼料作物の生産拡大による自給飼料の増産等を図る必要がある。

このため、規模拡大については、臭気対策など周辺環境に配慮しつつ、衛生管理の強化に向けた農場分割管理や農場HACCP方式の導入や、暑熱対策としての換気扇等の畜舎温度制御機械、省力化のための自動給餌機や搾乳ロボット等の高度な飼養管理技術を導入した畜舎等の整備を促進する。

また、家畜排せつ物の処理に必要な施設の整備については、管理の適正化はもとより、耕畜連携による一層の堆きゅう肥の利用促進のため、耕種農家のニーズに応じた処理施設の整備を促進する。

自給飼料の増産については、飼料を生産する外部支援組織等における飼料収穫・調製用機械等の整備を促進する。

2 農業地帯別の構想

(1) 北勢農業地帯

この地域の農業生産は、都市近郊の立地条件を生かし施設野菜、露地野菜、茶、花き・花木等を中心とした産地形成が見込まれ、水稻、麦、大豆等の土地利用型作物については、集団化による生産性の向上が望まれる。また、畜産については肉用牛、養豚及び養鶏の規模拡大が見込まれる。

以上のことから、本地帯の今後における農業近代化施設の整備の方針は次のとおりである。

ア 水稻・麦類

意欲ある農業者を中心とした生産組織及び農作業受委託組織等における大型機械化体系による生産性の高い水稻・麦づくりを推進する。そのため、大規模育苗施設、大規模乾燥調製施設、低温貯蔵施設等の整備拡充を図る。

イ 大豆

単収・品質の向上並びに省力化を推進するため、意欲ある農業者を中心とした生産組織及び農作業受委託組織等における高性能収穫機械、選別調製施設等の整備を図る。

ウ 露地野菜（はくさい、さといも、キャベツ、なばな等）

地域の実情に応じた集団産地の育成と生産性の向上を推進するため、共同育苗施設、集出荷施設等の整備を図る。

エ 施設野菜（トマト等）

省エネルギー対策に配慮し、品質の改善、地域の実情に応じた産地の育成及び生産性の向上を推進するため、共同育苗施設、温室等集中管理施設、共同集出荷施設等の整備を図る。また、規模拡大に応じた省力化や労働過重の軽減を図るため高性能作業機械、低コスト耐候性ハウス・養液栽培システム等の高度栽培施設の導入を促進する。

オ 花き・花木

花きについては、生産、流通の省力化、低コスト化を推進するため、地域の実情に応じて土壤消毒機等の高性能機械、共同育苗施設、集出荷施設等の整備を図る。また、花木については、地域の実情に応じて省力化機械、土壤改良機並びに、植木生産流通基地の整備を図る。

カ 茶

低コスト・高品質茶生産のため、地域の実情に応じて茶園の再編、利用集積等と併せて地域に応じた高性能茶園管理機械等の効率的な利用等を推進するとともに、加工及び流通販売体制の合理化のため、整備統合等による製茶施設の大型化、近代化並びに流通販売施設等の整備拡充を図る。

キ 飼料作物

飼料作物生産における労力軽減と生産効率を高めるため、外部支援組織の活用や地域計画に基づく大規模耕種農家との連携を推進するとともに、収穫・調製機械等の整備を促進する。

ク 肉用牛

肥育農家については、牛舎等の施設や稲わら収集のための機械の整備、自動給餌機やICT機器を活用した省力化による生産性の向上を推進する。繁殖農家については、発情発見装置や分娩監視装置等のICT機器の活用を促進する。また、周辺環境に配慮しつつ、家畜排せつ物の適正管理と有効利用のために必要な施設等の整備を促進する。

ケ 酪農

労働負担の軽減や生産性の向上を図るため、酪農ヘルパーや自給飼料生産における外部支援組織の活用を推進するとともに、搾乳ロボットや発情発見・分娩監視装置等のICT機器の整備を促進する。また、周辺環境に配慮しつつ、家畜排せつ物の適正管理と有効利用のために必要な施設等の整備を促進する。

コ 養豚

農場分割管理や農場HACCP方式の導入等の衛生管理の強化に必要な施設等の整備のほか、生産性の向上や省力化を図るための豚舎洗浄ロボットや自動環境制御等のスマート技術の導入を促進する。また、周辺環境に配慮しつつ、家畜排せつ物の適正管理と有効利用のために必要な施設等の整備を促進する。

設等の整備を促進する。

サ 養鶏

農場分割管理や農場H A C C P方式の導入等の衛生管理の強化に必要な施設等の整備のほか、生産性の向上や省力化を図るための自動監視・制御システム等のスマート技術の導入を促進する。また、周辺環境に配慮しつつ、家畜排せつ物の適正管理と有効利用のために必要な施設等の整備を促進する。

(2) 中南勢農業地帯

この地域の農業生産は、施設野菜、露地野菜、茶、花き・花木、果樹等を中心とした産地形成が見込まれ、水稲、麦、大豆等の土地利用型作物については、集団化による生産性の向上が望まれる。また、畜産については肉用牛、養豚及び養鶏の規模拡大が見込まれる。

以上のことから、本地帯の今後における農業近代化施設の整備の方針は次のとおりである。

ア 水稲・麦類

北勢農業地帯に準ずる。

イ 大豆

北勢農業地帯に準ずる。

ウ なし・かき

集団産地の育成と生産流通の合理化並びに立地条件を生かした多様な流通を推進するため、地域の実情に応じて省力化機械の導入、施設化、集出荷及び選果施設の高度化を図る。

エ 露地野菜（キャベツ、大根、人参、レタス、なばな、モロヘイヤ、伊勢いも等）

北勢農業地帯に準ずる。

オ 施設野菜（いちご、トマト等）

省エネルギー対策に配慮し、品質の改善、地域の実情に応じた産地の育成及び生産性の向上を推進するため、共同育苗施設、温室等集中管理施設、共同集出荷施設等の整備を図る。また、規模拡大に応じた省力化や労働過重の軽減を図るため高性能作業機械、低コスト耐候性ハウス・養液栽培システム等の高度栽培施設の導入を促進する。

カ 花き・花木

北勢農業地帯に準ずる。

キ 茶

北勢農業地帯に準ずる。

ク 飼料作物

北勢農業地帯に準ずる。

ケ 肉用牛

北勢農業地帯に準ずる。

- コ 酪農及び牛乳
北勢農業地帯に準ずる。
- サ 養豚
北勢農業地帯に準ずる。
- シ 養鶏
北勢農業地帯に準ずる。

(3) 伊勢志摩農業地帯

この地域の農業生産は、施設野菜、露地野菜、茶、花き、果樹等を中心とした産地形成が見込まれ、水稻、麦、大豆等の土地利用型作物については、集団化による生産性の向上が望まれる。また、畜産については肉用牛の規模拡大が見込まれる。

以上のことから、本地帯の今後における農業近代化施設の整備の方針は次のとおりである。

- ア 水稻・麦類
北勢農業地帯に準ずる。
- イ 大豆
北勢農業地帯に準ずる。
- ウ かんきつ・かき
中南勢農業地帯（なし・かき）に準ずる。
- エ 露地野菜（ねぎ、キャベツ、カボチャ等）
北勢農業地帯に準ずる。
- オ 施設野菜（いちご、トマト等）
中南勢農業地帯に準ずる。
- カ 花き
北勢農業地帯に準ずる。
- キ 茶
北勢農業地帯に準ずる。
- ク 飼料作物
北勢農業地帯に準ずる。
- ケ 肉用牛
北勢農業地帯に準ずる。
- コ 酪農及び牛乳
北勢農業地帯に準ずる。

サ 養豚

北勢農業地帯に準ずる。

シ 養鶏

北勢農業地帯に準ずる。

(4) 伊賀農業地帯

水稻を基幹とする土地利用型農業の一層の展開と国営青蓮寺農地開発地区を中心に、ぶどう、露地野菜等の畑作の進展、畜産については、肉用牛を中心に発展が望まれる。

以上のことから、本地帯の今後における農業近代化施設の整備の方針は次のとおりである。

ア 水稻・麦類

北勢農業地帯に準ずる。

イ 大豆

北勢農業地帯に準ずる。

ウ ぶどう・かき

国営青蓮寺農地開発地を中心に大粒種、大果種を主体とした生産団地を育成するとともに、地域の立地条件を生かした観光農業及び多様な流通を推進するため、施設化、販売流通施設等の高度化を図る。

エ なし

産地規模については現状を維持しながら、集出荷体制の再編を推進するため、選果施設の高度化を図り小規模産地の生産体制を強化する。また、地域の実情に応じて省力化機械の導入を図る。

オ 露地野菜（はくさい、キャベツ、アスパラガス等）

北勢農業地帯に準ずる。

カ 施設野菜（いちご等）

中南勢農業地帯に準ずる。

キ 花き・花木

北勢農業地帯に準ずる。

ク 飼料作物

北勢農業地帯に準ずる。

ケ 肉用牛

北勢農業地帯に準ずる。

コ 酪農及び牛乳

北勢農業地帯に準ずる。

サ 養豚

北勢農業地帯に準ずる。

シ 養鶏

北勢農業地帯に準ずる。

(5) 東紀州農業地帯

この地域の農業生産は、稲作を中心として土地利用型農業の組織化による生産性の向上が見込まれるが、平坦水田地帯においては施設野菜、花き等の産地形成が見込まれる。また東紀州地区を中心としてかんきつ類の主産地形成が進んでいる。畜産については、酪農及び養鶏の発展が期待される。

以上のことから、本地帯の今後における農業近代化施設の整備の方針は次のとおりである。

ア 水稻・麦類

北勢農業地帯に準ずる。

イ 大豆

北勢農業地帯に準ずる。

ウ かんきつ

樹園地の再編、園内作業道の整備と併せて省力化機械の導入を図る一方、優良系統への品種更新、施設化やマルチ栽培、点滴灌水施設等を促進するとともに、導入した光センサー選果機等を有効に活用し品質本位の生産流通体制の充実を図る必要がある。

そのため、樹園地の利用集積と併せて高性能防除機等の共同利用を推進するとともに、高性能選果施設及び流通販売施設等の整備拡充を図る。

エ うめ

集団産地の育成、加工まで含めた流通体制の整備を推進する。そのため、園地整備、集出荷施設、加工施設の整備を図る。

オ 施設野菜（いちご、トマト等）

中南勢農業地帯に準ずる。

カ 花き

北勢農業地帯に準ずる。

キ 茶

北勢農業地帯に準ずる。

ク 飼料作物

北勢農業地帯に準ずる。

ケ 肉用牛

北勢農業地帯に準ずる。

コ 酪農及び牛乳

北勢農業地帯に準ずる。

サ 養鶏

北勢農業地帯に準ずる。

3 広域整備の構想

(1) 農業機械化センター

生産における省力化、低コスト化並びに、スケールメリットを発揮し得る生産体制の整備を図るため、農業機械銀行並びに大型機械リースなどを推進する。

また、広域的に生産から流通に至るまでの各段階を有機的に結び、その効果を十分発揮し得るような管理体制の整備を図るため、生産、流通計画、情報の処理、農業技術、経営の指導等の集中事務を行う管理センターの設置を推進する。

(2) 共同集出荷施設

ア 野菜

多様化する流通に対処し、安全・安心で効率的な生鮮食料品の流通を図るため、基幹施設である卸売市場をはじめ、消費者側のニーズに対応した、出荷、配送、調製等を広域的に行なう近代的な青果物広域流通センターの設置を推進し、流通コストの低減、効率化等を図る。

イ 果樹

果実の集出荷規模を拡大し、低コスト流通を図るとともに、品質の安定化や高品質果実の独自ブランドの設定等により市場評価を高めるため、広域集出荷施設、貯蔵施設、選果施設の高度化を図る。

ウ 花木

流通の省力化、低コスト化を図るため、広域生産流通施設の整備を推進する。

エ 茶

共同販売体制の確立によって荒茶取引の安定、多様な実需者、消費者ニーズに対応するとともに、茶流通の省力化、低コスト化、高品質化を図るため、茶の集出荷貯蔵施設等の高度化を推進する。

(3) 共同処理加工施設

多様化する流通に対処し、高付加価値で安全・安心な農業生産物の流通を促進するため、地域に応じた共同処理加工施設の整備を推進する。

(4) その他

優良品種の導入、品質向上等を促進するため種子並びに種苗供給施設の整備を推進する。また、家畜排せつ物の適切な管理・利用並びに稲わら、食品残さ等の農業副産物の効率的、有効的な利用を推進するため、耕種農家等の連携強化を推進するとともに、有機性資源の循環利用のための基幹的施設の整備を推進する。

第7 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項

1 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備の方向

農業を担うべき者の育成及び確保のため、多様な就農ルートを通じた幅広い人材の確保、育成並びに、地域の実情に即した法人経営を含め多様な形態による農業経営の展開を図る必要がある。

このため、研修・教育施設、就農等情報提供施設、就農相談施設等の充実並びに、農村女性が持てる能力を十分に発揮できる条件整備を推進するとともに、関係機関の連携強化を図る。また、農村において安心して生活できる環境の整備を推進する。

2 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備

農業を担うべき者の育成・確保のため、三重県農業大学校の充実を図るとともに、市町等による就農支援施設、学童農園の開設及び農業団体等における農作業体験施設の整備を推進する。

このほか、U・Iターン就農者に対する住宅施設や公益的施設についても、地域の状況に応じ優良農地の保全に配慮しつつ計画的な整備を推進する。

3 農業を担うべき者の育成及び確保のための活動

農業を担うべき者の育成及び確保のため、多様な就農ルートや企業の参入ルートを通じて就農・参入を促進する必要がある。このため、(公財)三重県農林水産支援センターを核として、新規就農・参入から地域の担い手として成長するまでの各段階において総合的に支援する体制の整備を図るとともに、地域農業再生協議会や農業委員会等との連携を図り、相談、情報提供などの活動を促進する。

また、三重県農業大学校を農業者育成のための中核的な教育機関として位置づけ、農業高校との連携を促進するとともに、小中学校における農業体験学習への取組を促進し、次世代を支える若い元気な担い手の確保・育成に向けて、新規就農希望者、農業者等のニーズに沿った実践的な教育をはじめ、卒業生の就農定着支援対策、U・Iターン・中高年の就農希望者に対しての就農準備研修等の充実を図る。

このほか、農村における女性の農業経営や地域の方針決定の場への参画を促進するとともに、高齢者等が技術、能力並びに伝統を活かし生きがいをもって農業生産活動等ができる環境づくりを推進する。

第8 農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本県の産業構造の推移をみると、第二次・第三次産業が飛躍的に伸び、特に高度経済成長期には北勢地域を中心に臨海工業が進出するとともに近年においては、中北勢、伊賀地域への内陸性工業の立地がみられ、県内陸部への企業立地が活発化している。

この間、本県の農業は全般的にこれらの安定した就業先の出現と交通網の整備により通勤兼業化が進み、この傾向は今後とも続くものと見込まれる。

一方、農村は、農業者を含めた地域住民の生活の場であり、そのような場で農業が持続的な発展を果たすことにより、農産物の安定的な供給確保をはじめ国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等の多面的機能を適切かつ十分に発揮することが求められている。

このような状況から、農業が持続的な発展を果たすためには、意欲ある農業者を育成し、これらの農業経営が生産性の高い農業を確立することが重要である。このため、農業者等の創意工夫を生かした農業経営や優良農地の集積・確保、農業技術等の開発普及などと併せて、地域の特色を生かした農産物加工、地域資源・観光資源を活かしたグリーン・ツーリズムや地場産業の振興、地域内で投資を繰り返す地域内経済循環型産業の推進、農村への工業等の計画的な導入、高度情報通信基盤を活用した新しい産業の導入等を推進する。

2 農村地域における就業機会の確保のための構想

(1) 基本的構想

農村地域への産業の導入にあたっては、優良農用地の保全と土地の高度利用、地域における諸計画との調和を図りつつ、農業構造の改善に関する施策との関連に留意し、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和46年法律第112号）に基づき成長性と安定性のある産業を積極的に導入する。また、山村振興対策事業等により整備される地域農林水産物の加工利用、高付加価値化のための施設、地域資源を活かした地場産業、グリーン・ツーリズムなど観光農林漁業等の活用や地域内経済循環型産業の推進などにより、地元における安定的な就業機会の確保を図るものとする。

なお、この場合、公害の防止及び自然環境の保全に留意するものとする。

(2) 農業従事者の就業の目標

農村地域への産業の導入に伴い増加する労働力の需要に対しては、農業生産の担い手の育成確保に十分配慮しつつ、農外就労を希望する兼業従事者を重点的に充てるものとし、雇用構造の改善に資するものとする。

(3) 就業の円滑化計画

農村地域に導入された産業に兼業従事者が円滑に就労することを促進するため、雇用情報の提供、就業安定化の促進のための相談、指導、助言等を行うことにより労働力需給の円滑化を図るものとする。

第9 農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項

1 生活環境施設の整備の必要性

景観が優れ、豊かで住み良い農村とするためには、地域の特性に応じ農業と他産業が調和し発展することが重要であり、農業従事者をはじめとし他産業従事者等の参加と連携による農村空間を創造し、農業生産活動が行われることにより生ずる農村の持つ多面的機能が十分発揮される必要がある。

このような状況において、農業的土地利用と非農業的土地利用の秩序ある計画的な土地利用に基づいて、生産活動と生活活動の両面での基盤の整備を一体的に実施することが求められる。

このため、地域住民の積極的な参加を得ながら活性化施設、交流施設等の整備を進め、担い手農家と兼業農家等との連帯感の醸成はもとより、次代の農業を担う農業後継者の確保、農業従事者等の福祉の向上、健康増進、文化的活動の助長を図り、併せて情報化への対応も含めて農村地域における生活環境の総合的な整備を図る。

2 生活環境施設の整備の構想

生活環境施設の整備にあたっては、農用地利用計画との整合を図り優良農地の確保に留意するとともに幅広い住民の参加と、この過程における農村地域づくりに対する参加意識の醸成にも資するよう努め、これら施設の適正かつ効率的な整備を図るものとする。

また、これら整備にあたっては自然環境の保全、良好な景観の形成等農業生産活動により生じる多面的機能の発揮、魅力ある田園空間の形成及び地域資源の循環利用の促進に資するよう配慮し、次により計画的な整備を推進する。

- (1) 都市とそん色ない高水準の情報提供により、地域の活性化や地域住民の利便性の向上に資するため、民間主導を原則としつつ高度な情報通信基盤の整備を推進する。
- (2) 農村における適切な教育環境の整備、社会教育施設及び健康増進施設等の整備を推進するとともに、その効率的かつ高度な利用を促進するとともに、農村において受け継がれてきた多様な伝統文化について、その保全及び継承についても配慮する。
- (3) 農村におけるグリーン・ツーリズム等や生活文化活動の場となる施設の整備を推進する。
- (4) 農村における高齢化の進展を踏まえ、高齢者の保健福祉サービスの充実、公共施設等のバリアフリー化の促進等により、高齢者が安心して活動できる農村環境整備を推進する。
- (5) 農業活動に起因する廃棄物については、三重県農業用使用済プラスチック適正処理基本方針等により、その適正処理と有効活用を推進する。